

# 小山市の地域医療を守り育てる条例

～みんなで小山の地域医療を守り育てよう！～



## なぜ、今、条例が必要なのでしょうか？

～心身ともに健康であることは市民共通の強い願いです～

市はすべての市民が健康で豊かな人生を送ることができるよう平成4年に「健康都市おやま」を宣言し、その実現に向けて「第2次健康都市おやまプラン21」（25年度～34年度）に基づき、様々な健康の保持増進のための取組を行っています。

2025年、65歳以上の方は3人に1人になると言われており、今は健康でも、年を重ねるごとに、病気になる可能性が高くなり、誰でも必ず医療は必要になってきます。

しかし、全国的に問題となっている医師、看護師不足や医療機関の地域による偏在などこのまま進むと、この小山においても、安心して必要な医療が受けられなくなることが心配されます。

医師や行政が頑張ればなんとかなるという問題ではなく、住み慣れたこの小山を、将来にわたり安心して必要な医療を受けられる「まち」にしていくためには、皆さん之力が必要です。

市、市民、医療機関、事業者が、一体となり、限りある医療資源を守り支え育てあうという意識をもって、地域全体で今から取組まなければならない問題なのです。



地域医療って??

健康問題だけでなく、生活の質にも注目しながら市民一人ひとりに寄り添って支援していく医療活動のことです。



# みんなで取組む地域医療

なにをすればよい?

1

## 市民の皆様 (条例第5条関係)

### (1) 日頃からの健康づくり

- 健康管理や健康増進を心がけましょう。 病気の予防
  - ➡ 健康に関する情報を収集し、健康な生活習慣を身に付けましょう。
- 健康状態の変化に気付き、病気は早期に治療しましょう。 病気の早期発見・治療
  - ➡ 健康診査やがん検診を積極的に受け、早めの治療に努めましょう。

### (2) 適切な受診行動

- 医療機関は、それぞれに役割分担をしていることを理解しましょう。
  - ➡ 一次・二次・三次医療機関とそれぞれの役割があります。
- なんでも相談できる、かかりつけ医やかかりつけ薬局をもちましょう。
  - ➡ いざというときのために、普段から相談できるかかりつけ医をもつことがとても重要です。
- 症状に応じて、適切な医療機関を選ぶ力を身につけましょう。
  - ➡ まず、かかりつけ医に相談、困らぬよう市内にある診療所や病院を確認しておきましょう。 健康のしおりが役立ちます
- 緊急のとき以外は、診療時間内に受診しましょう。
  - ➡ 急を要しない症状で診療時間外受診（コンビニ受診）は、必要な患者さんの診療の妨げになるので、注意しましょう



かかりつけ医や  
医療機関の  
役割うで?

別紙「かかりつけ医」を  
持ちましょうのチラシが  
とても参考になります。  
ぜひご覧ください。



2

## 医療機関の皆様 (条例第6条関係)

- 患者さんの立場や人権に配慮し、適切な医療や診療情報を提供し、信頼関係をつくるよう努力しましょう。
- 市、介護・福祉施設等と医療機関相互の連携を図りましょう。
- 将来の地域医療を担う人材の育成や確保に努めましょう。
- 市が実施する健康の保持増進や地域医療を守り育てるための施策に協力しましょう。

3

## 事業者の皆様 (条例第7条関係)

- 市が行う健康の保持増進施策や地域医療推進施策に協力しましょう。  
➡ 市の啓発活動やイベント等に積極的に参加協力をしましょう。
- 事業者が自ら健康づくりや地域医療に必要な事業を行うよう努めます。  
➡ 健康や地域医療に関する教育や相談の機会を設けましょう。

4

## 市がやること (条例第4条関係)

- 市民の健康の保持増進のための施策を行います。
- 小山の地域医療を守り育てるための施策を行います。

### これまで取組んできたこと

#### ●啓発活動

(シンポジウムや研修会等)

広く市民へ地域医療の関心と気付きを！

#### ●小中学校「命の授業」

命の大切さや、医療に対する関心は小さい頃から！

#### ●地域医療教育センター (H26.4)

(新小山市民病院内新設)

地域で医者を育てる取組みのひとつ！

#### ●小山の地域医療を考える市民会議

医療のことをみんな(市・市民・医療者)で考え情報発信！

#### ●地域包括ケアシステム推進会議

医師会とともに進めています！

#### ●小山市の地域医療を守り育てる条例制定 (H26.9)

協働で小山の地域医療を守り育てよう！

### これからの取組み

具体的な目標や計画を27年度中に作成し、皆様にお知らせします。

# 条例にはどんなことが書いてあるの？



## 前文 地域医療の現状・課題と条例制定の根拠

第1条 目的	第2条 定義（用語）
第3条 基本理念	第4条 市の責務
第5条 市民の責務	第6条 医療機関等の責務
第7条 事業者等の責務	第8条 推進体制の整備
第9条 市の基本的施策等	第10条 補則

お知らせ

## 小山の地域医療を考える市民会議 参加者募集中！

みなさんがお住まいの小山の医療について、考え、意見を出し合い、学んでいく集まりを月に1回開催しており、どんな方でもいつからでも参加いただけます。

市民、医療関係者（自治医大や市民病院、診療所等）、市の職員が一つになって話し合いをしています。

知らないかった医療のこと・・・たくさん学べるお得な会議です。

### 市民会議の様子と参加者の声



■小山市健康医療介護総合支援センター内――――――――――――――――――――――

●小山市保健福祉部健康増進課 地域医療推進室 ●電話27-0500【平成27年4月】